

令和4年福島県立相馬支援学校  
学校公開

日時:令和4年12月9日(金)  
15:05~16:15

# 学習指導要領の着実な実施とは ～「シン」カリキュラム・マネジメント～

公益財団法人 兵庫県青少年本部  
兵庫県立 山の学校 校長 田中裕一



「山の学校」の取組について、下記HPを参照してください  
<https://seishonen.or.jp/yamanogakkou/>

授業を見て、何を感じましたか？

これはカリマネの公開授業なのか？

新しいことを学ぶことは負担？  
「向き合って初めて見えること」

# 景色は誰もが同じに見える？

「人は見たいものしか見えない」  
(フランスの警視庁の長官室にある標語)

まあだまだあ～！

( 某アニメ 風に )

# 0 時代の動きの理解 ～指導や評価を考える前に～

# 近年の特別支援教育に関する動向

平成18年12月	<b>国連総会において障害者権利条約を採択</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定<ul style="list-style-type: none"><li>◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止</li><li>◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進 など（教育分野）</li></ul></li><li>・インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など</li></ul>
平成19年4月	<b>特別支援教育の本格的実施（平成18年3月 学校教育法等改正）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「特殊教育」から「特別支援教育」へ</li><li>・盲・聾・養護学校から特別支援学校</li><li>・特別支援学校のセンター的機能</li><li>・小中学校等における特別支援教育 など</li></ul>
平成19年9月	<b>障害者権利条約署名</b>
平成23年8月	<b>改正障害者基本法施行（障害者権利条約対応）</b> （教育分野） <ul style="list-style-type: none"><li>・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実</li><li>・本人・保護者の意向を可能な限り尊重</li><li>・交流及び共同学習の積極的推進 など</li></ul>
平成24年7月	<b>『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進』</b> （中央教育審議会初等中等教育分科会報告） <ul style="list-style-type: none"><li>・就学相談・就学先決定の在り方</li><li>・合理的配慮、基礎的環境整備</li><li>・多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進</li><li>・教職員の専門性向上 など</li></ul>
平成25年9月	<b>就学制度改正（平成25年8月 学校教育法施行令改正）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「認定就学」制度の廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）</li><li>・柔軟な転学 など</li></ul>
平成26年1月	<b>障害者権利条約批准</b>
平成27年11月	<b>障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定</b>
平成28年4月	<b>障害者差別解消法施行（平成25年6月制定）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務 など</li></ul>
平成28年6月	<b>改正児童福祉法施行（即日施行）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童福祉法第56条の6第2項を新設</li><li>医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進</li></ul>



# 1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

## ○個別の教育支援計画の活用促進

### 学校教育法施行規則の一部改正について（H30.8）

#### 1. 趣旨

平成30年3月に取りまとめた文部科学省及び厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」の報告を踏まえ、障害のある子供が地域で切れ目なく支援を受けられるよう、各学校において作成する個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関等との連携を一層推進するため、必要な省令の改正を行う。

#### ※個別の教育支援計画について

- ・ 障害のある児童生徒等について、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために作成する計画を「個別の教育支援計画」という。
- ・ 学習指導要領等において、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒等、通級による指導を受ける児童生徒については全員作成することとされている。

#### 2. 概要

学校教育法施行規則に以下の規定を新設する。

○ **特別支援学校に在学する幼児児童生徒**について、個別の教育支援計画を作成することとし、**当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととする。**

○ 上記の規定について、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。）の**特別支援学級の児童生徒**及び小・中学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において学校教育法施行規則第140条に基づき障害に応じた特別の指導である**通級による指導を受けている児童生徒**について**準用する。**

#### 3. 公布・施行

平成30年8月27日

## 「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について

(平成27年4月14日 初等中等教育局特別支援教育課・生涯学習政策局社会教育課 事務連絡)

厚生労働省は、学校に就学する障害児を支援の対象とした放課後等デイサービスについて、支援の提供や事業運営に当たっての基本的事項を定めた「放課後等デイサービスガイドライン」を作成し、関係機関に周知（平成27年4月1日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長事務連絡）。これを受けて文部科学省では、学校における放課後等デイサービスに関する理解の促進と、当該サービスを利用する障害児に係る教育と福祉の一層の連携が図られるよう、教育委員会等に対して周知。

### 【ガイドラインに記載されている放課後等デイサービス事業所と学校との具体的な連携方法の概要】

1. 子どもに必要な支援を行う上で、放課後等デイサービス事業所と学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図ること。
2. 年間計画や行事予定等の情報を交換等し、共有すること。
3. 送迎を行う場合には、他の事業所の車両の発着も想定され、事故等が発生しないよう細心の注意を払う必要があることから、誰が、どの時間に、どの事業所の送迎に乗せるのかといった送迎リストや、身分証明書を提出する等ルールを作成し、送迎時の対応について事前に調整すること。
4. 下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡体制（緊急連絡体制や対応マニュアル等）について、事前に調整すること。
5. 学校との間で相互の役割の理解を深めるため、保護者の同意を得た上での学校における個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス事業所における放課後等デイサービス計画を共有すること。
6. 医療的ケアの情報や、気になることがあった場合の情報等を、保護者の同意のもと、連絡ノート等を通して、学校と放課後等デイサービス事業所の間で共有すること。

(参考) 放課後等デイサービスの基本的役割

○ 子供の最善の利益の保障	支援を必要とする障害のある子供に対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子供の状況に応じた発達支援を行うことにより、子供の最善の利益の保障と健全な育成を図る。
○ 共生社会の実現に向けた後方支援	放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策の「後方支援」としての位置づけを踏まえつつ、これらの施策を利用している障害のある子供に対して、地域の障害児支援の専門機関としての事業（保育所等訪問支援等）を展開する。
○ 保護者支援	保護者が障害のある子供を育てることを社会的に支援するとともに、相談対応、ペアレント・トレーニング及びケアの代行により保護者自身を支援し、保護者が子供に向き合うゆとりと自信を回復し、子供の発達に好ましい影響を与える。

# 障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について

(平成25年3月29日 厚生労働省職業安定局長通達 \* 文部科学省において都道府県教育委員会等に周知)〔最終改正：平成30年4月2日〕

障害者の雇用に関する労働関係機関と教育、福祉、医療等関係機関の連携について、都道府県労働局や公共職業安定所等において、①就労支援セミナーの実施等による企業理解の促進や職場実習の推進、②企業が障害者を継続して雇用するための支援の実施、③ネットワークの構築・教科の取組に重点を置いて実施し、学校等との連携を一層強化するよう、厚生労働省より通達を発出。

## 第4 ネットワークの構築・強化

※通知抜粋。赤字は平成30年4月2日改正で追加した内容。

### 2 (6) 学校等

#### ア 特別支援学校及び高等学校等との連携

(略) 安定所においては、今後とも生徒の就労支援に関わる進路指導担当教員や就労支援コーディネーターなどとの連携を一層強化し、障害者雇用に積極的に取り組む企業に関する情報や実習の受け入れが可能な企業に関する情報の共有などを図ること。

また、障害のある者は特別支援学校のほか高等学校及び大学等にも在籍していることから、高等学校及び大学等とも連携すること。特に発達障害者については、「教育」から「雇用」への移行の過程で問題が顕在化する場合も少なくないことから、高等学校及び大学等と連携した就職支援に努めること。

さらに、平成30年度から、高等学校等において、いわゆる通級による指導（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした特別の指導を受ける指導形態）を実施できることとなった。通級による指導を受ける生徒やその保護者においては、当該指導を受けることによって、採用に当たり不利益な取扱いがされないか不安を感じる場合があるため、採用に当たり不利益な取扱いがされないよう、教育委員会や通級による指導を行っている高等学校等と連携し、通級による指導の趣旨や内容について、障害者雇用等を進める企業等の理解を深める取組を行うこと。

#### イ 「個別の教育支援計画」の作成等における連携

(略) 特に、就職を希望する生徒の就職支援については、個別の教育支援計画の作成段階から、安定所をはじめ、地域センター、障害者就業・生活支援センター等と一緒に当該チームへの参加・協力を行うとともに、第2及び第3に掲げる取組や支援等を計画的に進めていくことが効果的であることから、安定所は、こうした具体的な連携の在り方について特別支援学校又は高等学校等に働きかける等、地域の関係機関を含めた支援体制の構築に努めること。

#### ウ 広域特別支援連携協議会等への積極的な参画

#### エ 特別支援学校の生徒に対する効果的な支援

#### オ 特別支援学校中学部段階における支援に関する連携

#### カ 大学等との連携

## 新時代の特別支援教育の在り方について

令和3年1月26日

### (1) 高等学校における学びの場の充実

- 小中学校で特別支援教育を受けてきた児童生徒の指導や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画等を活用し**高等学校に適切に引き継ぎ、高等学校における障害に配慮した適切な指導につなげることが重要である。**
- 制度化されて間もない通級による指導の充実やその指導体制、指導方法の確立など、**特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教師を中心に、校長のリーダーシップのもと、学校全体で高等学校における特別支援教育の充実に取り組むこと重要である。**その際、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教師をはじめとする教師の資質向上のための研修や、**全校の教職員及び生徒の特別支援教育に関する理解を促す取組も重要である。**
- 卒業後の進路先に対し、生徒に必要な支援の内容や環境整備についての情報が適切に引き継がれるように、**関係機関等の連携促進**が必要である。

## 新時代の特別支援教育の在り方について

令和3年1月26日

### (2) 特別支援学校におけるキャリア教育

- 特別支援学校におけるキャリア教育では、**学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すこと**が重要である。そのため、早期からのキャリア教育では、保護者や身近な教師以外の大人とのコミュニケーションの機会や、自己肯定感を高める経験、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現代社会に即した情報等について理解を促すような活動が自己のキャリア発達を促す上で重要であることから、その実施に当たっては、地域の就労関係機関との連携等による機会の確保の充実が必要である。
- ICT を活用した在宅就労など特別支援学校卒業者の就労先が広がる中、従来の事業所に通勤・通所する形態のみならず、**在宅での労働などの形態についても視野に入れた職業教育**、進路指導等が行えるよう、ICT を活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発を行う必要がある。

## 新時代の特別支援教育の在り方について

令和3年1月26日

### (3) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- 特別な支援が必要な子供に対して、幼児教育段階からの一貫した支援を充実する観点からも保健・医療・福祉・教育部局と家庭との一層の連携や、保護者も含めた情報共有や保護者支援のための具体的な連携体制の整備を進める必要がある。その際、福祉施設が行う保育所等訪問支援事業等の取組について、学校関係者にも十分に周知する必要がある。また、障害のある子供に対する支援に係る情報や相談窓口の情報について、障害の有無にかかわらず全ての保護者に周知されるよう情報提供を行うことが重要である。

## 新時代の特別支援教育の在り方について

令和3年1月26日

### (4) 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- **全ての教師には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要**である。加えて、障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は障害により起因するものだけでなく、**社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方、いわゆる「社会モデル」の考え方**を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考えていくような経験や態度の育成が求められる。また、こうした経験や態度を、**多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学級経営・授業づくりに活かしていくことが必要**である。

# 令和3年6月は変化の年？

- 1) 障害者差別解消法の改正 6/4
- 2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医ケア児支援法）の制定 6/18公布、9/18施行
- 3) 教育支援資料の改訂 6/30
- 4) 個別の教育支援計画の参考様式 6/30



# 今後も続く変化？

- 1) 特別支援教育を担う教員養成の在り方等検討会議 10/25スタート
- 2) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査有識者会議 10/5スタート
- 3) 特別支援学校設置基準公布 9/24
- 4) 学校教育法施行規則改正 8/23施行
- 5) ギフテッド支援有識者会議 7/14スタート
- 6) 生徒指導提要改訂協力者会議 7/7スタート

# 1 カリキュラム・マネジメントの 基本的な理解



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
**学びに向かう力・人間性等**の涵養

**生きて働く**知識・技能の習得

**未知の状況**にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

**「社会に開かれた教育課程」**の実現

各学校における**「カリキュラム・マネジメント」**の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた  
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共」の  
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し，目標や内容を構造  
的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・  
ラーニング」）の視点からの**学習過程の改善**

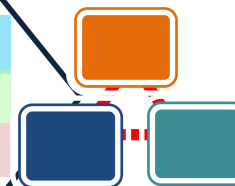
生きて働く知識・技能の習  
得など，新しい時代に求  
められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず，質  
の高い理解を図るための  
学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



※高校教育については，些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており，  
そうした点を克服するため，重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。



よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

## ＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、**社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、**学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**



小学部・中学部学習指導要領（第1章第2節の4）  
高等部学習指導要領（第1章第2節第1款の5）

- (ア)教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- (イ)教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- (ウ)教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。
- (エ)個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと。**

などを通して、**教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと**（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

## (エ)個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと

各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、**指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること**」

個別の指導計画に基づいて児童生徒に**何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え**、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、**教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること**。

「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善による授業のPDCAと個々の**学習評価の集約を踏まえ、年間指導計画等の単元や題材など、内容や時間のまとまりを検討する仕組みの工夫**を教育課程の評価・改善につなげていく仕組みづくりが大切。

# 育成すべき資質・能力の三つの柱



学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。

学びに向かう力，人間性等

どのように社会・世界と関わり，  
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を  
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか  
何ができるか

生きて働く知識及び  
技能の習得

理解していること・できる  
ことをどう使うか

未知の状況にも対応できる  
思考力，判断力，表現力等

【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

# 特別支援教育について

- 障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。
- このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校(※1)や小・中学校の特別支援学級(※2)、通級による指導(※3)等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

## (※1)特別支援学校

- ・ 障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の標準は6人(重複障害の場合3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む)。  
⇒平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

## (※2)特別支援学級

- ・ 障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を標準(公立))。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

## (※3)通級による指導

- ・ 小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。



# 特別支援学校小学部・中学部 学習評価参考資料(令和2年4月)

## 目次

第1編 総説	1
第1章 平成29年改訂を踏まえた学習評価の改善	3
1 はじめに	3
2 平成29年改訂を踏まえた学習評価の意義	4
3 平成29年改訂を受けた評価の観点の整理	6
4 平成29年改訂学習指導要領における各教科の学習評価	7
5 改善等通知における特別の教科 道徳、外国語活動(小学部)、 総合的な学習の時間、特別活動の指導要録の記録	13
6 評価の方針等の児童生徒や保護者への共有について	14
第2章 学習評価の基本的な流れ	15
1 各教科における評価規準の作成及び評価の実施等について	15
第2編 「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の手順 (特別支援学校小学部)	20
第1章 生活	22
1 小学部生活科の各段階の評価の観点及びその趣旨	22
2 小学部生活科の内容のまとめり	23
3 小学部生活科における「内容のまとめりごとの評価規準」作成の手順	24
第2章 国語	29
1 小学部国語科の各段階の評価の観点及びその趣旨	29
2 小学部国語科の内容のまとめり	30
3 小学部国語科における「内容のまとめりごとの評価規準」作成の手順	31
第3章 算数	36
1 小学部算数科の各段階の評価の観点及びその趣旨	36
2 小学部算数科の内容のまとめり	39
3 小学部算数科における「内容のまとめりごとの評価規準」作成の手順	40
第4章 音楽	44
1 小学部音楽科の各段階の評価の観点及びその趣旨	44
2 小学部音楽科の内容のまとめり	46
3 小学部音楽科における「内容のまとめりごとの評価規準」作成の手順	47
第5章 図画工作	55
1 小学部図画工作科の各段階の評価の観点及びその趣旨	55
2 小学部図画工作科の内容のまとめり	56
3 小学部図画工作科における「内容のまとめりごとの評価規準」作成の手順	57

## 特別支援学校小学部・中学部 学習評価参考資料



令和2年4月  
文部科学省

[https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt\\_tokubetu01-1386427.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_tokubetu01-1386427.pdf)

# 特別支援学校高等部 学習評価参考資料(令和4年3月)

第1編 総説	
第1章 平成31年の特別支援学校高等部学習指導要領改訂を踏まえた学習評価の改善	3
1 はじめに	
2 平成31年の特別支援学校高等部学習指導要領改訂を踏まえた学習評価の意義	
3 平成31年の特別支援学校高等部学習指導要領改訂を受けた評価の観点の整理	
4 平成31年の特別支援学校高等部学習指導要領改訂における各教科・科目又は各教科の学習評価	
5 改善等通知における総合的な探求の時間、特別活動の指導要録の記録	
6 評価の方針等の生徒や保護者への共有について	
第2章 学習評価の基本的な流れ	16
1 主として専門学科(職業教育を主とする専門学科)において開設される各教科における評価規準の作成及び評価の実施等について	
第2編 「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の手順	23
特別支援学校(視覚障害)高等部	
第1章 保健理療	27
1 特別支援学校高等部保健理療科の〔指導項目〕	
2 特別支援学校高等部保健理療科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順	
特別支援学校(聴覚障害)高等部	
第1章 印刷	35
1 特別支援学校高等部印刷科の〔指導項目〕	
2 特別支援学校高等部印刷科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順	
第2章 理容・美容	41
1 特別支援学校高等部理容・美容科の〔指導項目〕	
2 特別支援学校高等部理容・美容科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順	
第3章 クリーニング	47
1 特別支援学校高等部クリーニング科の〔指導項目〕	
2 特別支援学校高等部クリーニング科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順	

## 特別支援学校高等部 学習評価参考資料



文部科学省  
MEXT  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY

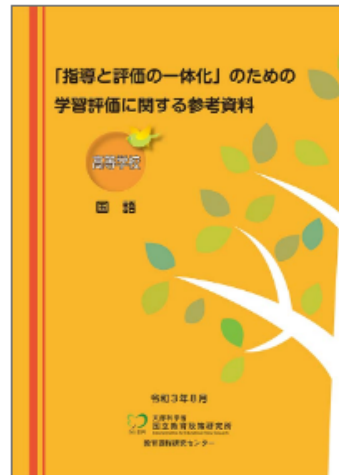
令和4年3月

文部科学省

[https://www.mext.go.jp/content/20220316-mxt\\_tokubetu01-100002983\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220316-mxt_tokubetu01-100002983_02.pdf)

# 「指導と評価の一体化」のための 学習評価に関する参考資料

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（高等学校編）



高等学校編			
「共通教科」		「専門教科」	
国語 (PDF 6.3MB)	地理歴史 (PDF 53.3MB)	農業 (PDF 19.5MB)	工業 (PDF 10.8MB)
公民 (PDF 4.30MB)	数学 (PDF 19.8MB)	商業 (PDF 7.07MB)	水産 (PDF 6.78MB)
理科 (PDF 12.4MB)	保健体育 (PDF 9.18MB)	専門教科[家庭] (PDF 6.59MB)	看護 (PDF 12.6MB)
芸術[音楽]	芸術[美術]	専門教科[情報]	その他

<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>

# 児童生徒の学習評価に関する検討の経緯



□平成28年12月21日

「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の  
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」

（中等教育審議会答申）（※）

（※）学習指導要領の改訂に伴う学習評価の検討については，従来，学習指導要領の改訂を終えた後に行うのが一般的だったが，今回の改訂では，教育課程と学習評価の改善について一体的に検討され，学習評価の改善についても本答申に示された。



以下  
**「答申」**  
という。

□平成31年1月21日

「児童生徒の学習評価の在り方について」

（中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告）



以下  
**「報告」**  
という。

□平成31年3月29日

「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における  
児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善等について」

（文部科学省初等中等教育局長通知）



以下  
**「改善等通知」**  
という。



学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、  
必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

# 2つのR-PDCAサイクルによる スパイラル効果

- 1 学習評価とつながった授業改善
  - ・目標標準拠評価
  - ・指導と評価の一体化
  - ・グループ全体の授業評価
  - ・個々の授業評価（個別の指導計画）
- 2 学習評価とつながったカリキュラム・マネジメント
  - ・単元や年間指導計画レベルの評価

# 学習評価に適した目標設定とは？

(知識・技能)

- 
- 

(思考・判断・表現)

- 
- 

(主体的に学習に取り組む態度)

- 
-

# 学習評価に適した目標設定とは？

## (知識・技能)

- ・〇〇を経験(体験)する
- ・朝の会の活動に取り組むことができる

## (思考・判断・表現)

- ・見通しを持って取り組むことができる
- ・自分で考えて活動することができる

## (主体的に学習に取り組む態度)

- ・積極的に取り組む
- ・友だちと一緒に取り組む



# 学習評価に適した目標設定とは？

(知識・技能)

- ・〇〇を経験(体験)する
- ・朝の会の活動

(思考・判断)

- ・見通しを立てることができる
- ・計画を立てることができる

(主体的に取り組む態度)

- ・積極的に取り組む
- ・友達と一緒に取り組む

この目標だけでは、授業改善・カリキュラム・マネジメントにつながる評価はできない！

# 障害のある児童・生徒の 学習の目標設定と評価の難しさ

- 1 子供一人一人の状態像の違い
- 2 目標が複数ある授業の設定と実施
- 3 子供一人一人への手立ての実施
- 4 子供一人一人の達成した姿の違い
- 5 授業の評価とPDCAサイクルの実施  
⇒ 授業目標と個別目標の関連性の整理(個別の指導計画における目標のアレンジ)、指導者間の子供理解と情報共有等

## 2 なぜ、「シン」カリキュラム・マネジメントなのか

# 新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成



各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理。

## 目標

平成21年改訂高等学校学習指導要領

国語  
第1款 目標  
国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

平成30年改訂高等学校学習指導要領

国語  
第1款 目標  
言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。  
(1)生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。【知識及び技能】  
(2)生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を伸ばす。【思考力、判断力、表現力等】  
(3)言葉のもつ価値への認識を深めるとともに、言語感覚を磨き、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、生涯にわたり国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

## 内容

平成21年改訂高等学校学習指導要領

数学 I  
2 内容  
(3) 二次関数  
二次関数とそのグラフについて理解し、二次関数を用いて数量の関係や変化を表現することの有用性を認識するとともに、それらを事象の考察に活用できるようにする。  
ア 二次関数とそのグラフ  
事象から二次関数で表される関係を見いだすこと。また、二次関数のグラフの特徴について理解すること。  
イ 二次関数の値の変化  
(ア) 二次関数の最大・最小  
二次関数の値の変化について、グラフを用いて考察したり最大値や最小値を求めたりすること。  
(イ) 二次方程式・二次不等式  
二次方程式の解と二次関数のグラフとの関係について理解するとともに、数量の関係を二次不等式で表し二次関数のグラフを利用してその解を求めること。

平成30年改訂高等学校学習指導要領

数学 I  
2 内容  
(3) 二次関数  
二次関数について、数学的活動を通して、その有用性を認識するとともに、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  
ア 次のような知識及び技能を身に付けること。【知識及び技能】  
(ア) 二次関数の値の変化やグラフの特徴について理解すること。  
(イ) 二次関数の最大値や最小値を求めること。  
(ウ) 二次方程式の解と二次関数のグラフとの関係について理解すること。また、二次不等式の解と二次関数のグラフとの関係について理解し、二次関数のグラフを用いて二次不等式の解を求めること。  
イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。【思考力、判断力、表現力等】  
(ア) 二次関数の式とグラフとの関係について、コンピュータなどの情報機器を用いてグラフをかくなどして多面的に考察すること。  
(イ) 二つの数量の関係に着目し、日常の事象や社会の事象などを数学的に捉え、問題を解決したり、解決の過程を振り返って事象の数学的な特徴や他の事象との関係を考察したりすること。

# 新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成



各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理。

## 目 標

平成21年改訂特別支援学校小学部・  
中学部学習指導要領

算数  
1 目標  
具体的な操作などの活動を通して、数量や図形などに関する初歩的なことを理解し、それらを扱う能力と態度を育てる。

平成29年改訂特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

算数  
1 目標  
数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。  
(1)数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き理解するとともに、日常の事象を数量や図形に注目して処理する技能を身に付けるようにする。  
【知識及び技能】  
(2)日常の事象の中から数量や図形を直感的に捉える力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などに気付き感じ取る力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり柔軟に表したりする力を養う。  
【思考力、判断力、表現力等】  
(3)数学的活動の楽しさに気付き、関心や興味をもち、学習したことを結び付けてよりよく問題を解決しようとする態度、算数で学んだことを学習や生活に活用しようとする態度を養う。  
【学びに向かう力、人間性等】

算数  
目標 2段階  
(1)目 標  
A 数と計算  
ア 10までの数の概念や表し方について分かり、数についての感覚をもつとともに、ものと数との関係に関心をもって関わることについての技能を身に付けるようにする。  
【知識及び技能】  
イ 日常生活の事象について、ものの数に着目し、具体物や図などを用いながら数の数え方を考え、表現する力を養う。  
【思考力、判断力、表現力等】  
ウ 数量に関心をもち、算数で学んだことの楽しさやよさを感じながら興味をもって学ぶ態度を養う。  
【学びに向かう力、人間性等】

# 新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成



各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理。

## 内 容

平成21年改訂特別支援学校小学部・  
中学部学習指導要領

- 2段階
- (1) 身近にある具体物を数える。
  - (2) 身近にあるものの長さやかさなどを比較する。
  - (3) 基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。
  - (4) 一日の時の移り変わりに気付く。

## 平成29年改訂特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

- 2段階
- A 数と計算
- ア 10までの数の数え方や表し方、構成に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。【知識及び技能】
- ア ものともとの対応させることによって、ものの個数を比べ、同等・多少が分かること。
  - イ ものの集まりと対応して、数詞が分かること。
  - ウ ものの集まりや数詞と対応して数字が分かること。
  - エ 個数を正しく数えたり書き表したりすること。
  - オ 二つの数を比べて数の大小が分かること。
  - カ 数の系列が分かり、順序や位置を表すのに数を用いること。
  - キ 0の意味について分かること。
  - ク 一つの数を二つの数に分けたり、二つの数を一つの数にまとめたりして表すこと。
  - ケ 具体的な事物を加えたり、減らしたりしながら、集合数を一つの数と他の数と関係付けてみること。
  - コ 10の補数が分かること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。【思考力、判断力、表現力等】
- ア 数詞と数字、ものとの関係に着目し、数の数え方や数の大きさの比べ方、表し方について考え、それらを学習や生活で興味をもって生かすこと。

- 〔数学的活動〕
- ア 内容の「A数と計算」、「B図形」、「C測定」及び「Dデータの活用」に示す学習については、次のような数学的活動に取り組むものとする。
- (ア) 身の回りの事象を観察したり、具体物を操作したりする活動
  - (イ) 日常生活の問題を具体物などを用いて解決したり結果を確かめたりする活動
  - (ウ) 問題解決した過程や結果を、具体物などを用いて表現する活動

各教科に「指導計画の作成と内容の取扱い」を新たに設けるとともに、各教科全体にわたる指導計画の作成と内容の取扱いを充実して示した。

# 「シン」とは何か？

みなさんへのご質問

- ・「シン」カリキュラム・マネジメントの「シン」を漢字にしてください。

みなさんのお考え(1つでなくてもOKです)

# 田中の考える「シン」とは？

- 1 「新」
- 2 「真」
- 3 「深」
- 4 「進」
- 5 「親」
- 6 「伸」
- 7 「信」

まだまだ他にも・・・



これまではダメだったのか？

# 3 相馬支援学校の取組の意義

# 研究の成果と課題を分析する(1)

- 1 学校における育成を目指す資質・能力の整理
  - 共有された学校目標・学部目標
    - ⇒ 教職員が同じ土俵に立つこと
- 2 日々の授業と教科等とのつながりの整理
- 3 壮大な計画の「途上」
  - ⇒ 知的障害教育の最先端？
  - ⇒ ゴールはあるのか？

## 研究の成果と課題を分析する(2)

### 4 単元からの検討

⇒ 資質・能力の要素の三つの柱の育成を測る最小単位？

### 5 横軸(教科等、単元間のつながり)の整理

⇒ ある時点・時期、三次元的

### 6 縦軸(学年間・学部間のつながり)の整理

⇒ 12年間のつながり、四次元的

⇒ 習得・活用・探究の実現

## 研究の成果と課題を分析する(3)

### 7 研究を何から評価するか(評価規準と評価基準)

⇒ 子供の変化、教師の変化、保護者の変化、地域の変化 など

### 8 子供の具体的な姿のイメージ化と共有

⇒ 個別の指導計画、授業の年間指導計画や単元計画にどう書き込むか

⇒ 子供の学びの評価、教師の指導・支援の評価

# 研究の成果と課題を分析する(4)

- 1
- 2 学習評価の実施とその関係性の整理
- 3 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて
- 4 これまでの知的障害教育を「越える」、「超える」ために

# 相馬支援学校の研究の意義(1)

## 今日の公開授業から①

- 1 校長先生挨拶の中で  
「軸がぶれない教育実践」
- 2 学校紹介の中で  
3年計画の学校研究  
「全職員で教育課程に向き合う」  
⇒支え合う仕組みづくり  
「単元研究会」「組織学研修」  
「教師寺子屋」「単元案のCK作戦」

# 相馬支援学校の研究の意義(1)

## 今日の公開授業から②

### 3 公開授業の中で

小学部教員が他学部の授業を説明

小学部:「ゴールできたら○！」

中学部:文章理解と接続詞「ところが」

高等部:「薄い緑」の意味

### 4 研究報告の中で

単元という単位

ベースとなる考え方の共有



# 相馬支援学校の研究の意義(1)

## 今日の公開授業から③

### 5 話題提供の中で

家庭・地域とのつながり

授業配信、「作りすぎです！」

教職員も学び合い

授業等におけるICT活用

授業内容による主指導の交代

「**企業**で営業をしていた教員に・・・」

授業公開の方法自体も・・・

発表する、授業を見せるを日常に

# 相馬支援学校の研究の意義(1)

## 今日の公開授業から④

5 話題提供の中で  
家庭・地域とのつながり  
単元計画の共有は？

教職員も学び合い  
学び合いのベースづくりとは？

授業公開の方法自体も・・・  
そのための日常的な仕掛けは？

# 相馬支援学校の研究の意義(2)

## 研究全体から①

- 1 知的障害のある子どもに対する各教科等の指導と合わせた指導のあり方に真摯に向き合う姿勢
- 2 オープンな研究  
＝社会(世界?)に開かれた教育課程
- 3 子どもの能力を最大限に伸ばすための仕掛けづくり

# 相馬支援学校の研究の意義(2)

## 研究全体から②

- 4 授業、子どもについて語り合うという教職員の授業づくり本来の姿への回帰
- 5 学び続ける教職員の姿勢  
校内研究は「人材育成」!
- 6 教職員の柔軟な発想とそれをマネジメントする教員、管理職の存在
- 7 「シン」の姿を追い求める姿勢

4 子どもに合ったカリキュラムで  
あり続けるために

# 障害のある児童・生徒の 学習の目標設定と評価の難しさ

- 1 子供一人一人の状態像の違い
- 2 目標が複数ある授業の設定と実施
- 3 子供一人一人への手立ての実施
- 4 子供一人一人の達成した姿の違い
- 5 授業の評価とPDCAサイクルの実施  
⇒ 授業目標と個別目標の関連性の整理(個別の指導計画における目標のアレンジ)、指導者間の子供理解と情報共有等

制度やルールを知る  
世の中の動きを知る  
⇒最新情報への  
アップデートを！

2022年  
2月15日ごろ  
発売!!

発達障害児の学校・家庭・福祉の連携!

通常学級での  
「学び」の保障がよくわかる!

どうすれば通常学級に通う発達障害のある子どもの「学び」が、保障できるのか。保育所・幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、進学先・就職への移行支援（引継ぎ）など子どものライフステージに沿って、学校・家庭・福祉が連携した好事例とともに、法律やルールをわかりやすく紹介しています。

推薦! 大阪教育大学名誉教授 竹田 契一氏



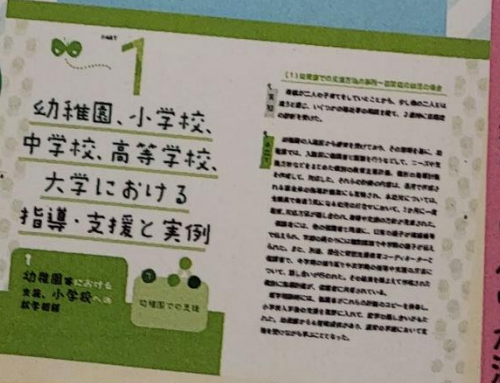
田中 裕一 / 著  
前文部科学省特別支援教育調査官。  
1970年生まれ。兵庫教育大学院特別支援教育コーディネーターコース修了。企業の社会人野球チームに所属した後、兵庫県内の知的障害者施設、県立特別支援学校（知的障害）に勤務。2014年から文部科学省に勤務。文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官を歴任後、2020年、兵庫県教育委員会に戻り、特別支援教育課副課長。



通常学級の発達障害児の「学び」を、どう保障するか  
～学校・家庭・福祉のトライアングル・プロジェクト～  
定価: 1,870円(10%税込)  
四六判 208ページ  
ISBN978-4-09-840213-7 小学館

- もくじ(一部)
- Part1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学における指導・支援と実例
- 1 幼稚園等における支援、小学校への就学相談
  - 2 小学校における指導・支援
  - 3 中学校における指導・支援
  - 4 高等学校における指導・支援
  - 5 大学・企業における支援
- Part2 障害のある子どもを支える制度・考え方
- 1 合理的配慮提供と障害者差別解消法
  - 2 就学の手続き・就学時健康診断マニュアルの概要
  - 3 学習指導要領における特別支援教育の考え方と学習評価

もくじから一部を紹介!



小学館の特別支援の本 好評発売中!

「こんなに困っているのに!」保護者の叫びに応える一冊。支援のノウハウが満載です。

# 4 子どもに合ったカリキュラムで あり続けるために（1）

- 1 児童・生徒の実態把握
- 2 子ども、家庭との丁寧なやりとり
- 3 児童生徒の将来像の共有
- 4 家庭・地域を巻き込んだ教育課程  
編成とカリキュラム・マネジメント
- 5 A rolling stone gathers no moss.  
「1段階プロジェクト」



# 本人・保護者とやりとりする上で 大切な視点

- 1 子どものモチベーションの維持
- 2 子ども・保護者の声を聴く
- 3 相手に伝わるように伝える
- 4 「ベクトル合わせ」
- 5 諦めない

# 4 子どもに合ったカリキュラムで あり続けるために（2）

- 汎化するための取組  
新着任教員に対する説明  
バランス：準備と実践
- 「人がいないときでも水が流れます」
- 10年先、20年先を想像する
- ※ 教えている児童・生徒が生きる10年後、  
20年後はどんな社会になっているだろうか？

# 4 子どもに合ったカリキュラムで あり続けるために（3）

「学校現場」における研究の重要性

cf) 「科学の健全な発展のために」（日本学術振興会）

⇒ 学校現場でしかできない研究

大学附属だけでは研究できない

現場での積み重ねが次の教育を未  
来の教育を創る

現場の実践がエビデンスをつくる

現場の高いモチベーションの維持

# 4 子どもに合ったカリキュラムで あり続けるために（4）

次へつなぐ

Outreach  
お互いに半歩踏み出す勇気を

最後の最後に  
「みなさんをお願いしたいこと」